

ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Regulation

違反をしないために：CFIUS のパイロット・プログラムの留意点

[Staying Out of the Penalty Box – A Reminder Regarding the CFIUS Pilot Program](#)

2018 年 11 月に対米外国投資委員会（以下「CFIUS」）が導入したパイロット・プログラムに基づき、外国企業が「基幹技術」を保有する米国企業に対して一定の投資を行う場合、CFIUS に対する簡易届出（Declaration）が義務付けられています。本パイロット・プログラムの以下の点について留意が必要となります。

まず「基幹技術」の範囲は必ずしも明らかではありません。例えば「基幹技術」として「最先端かつ基盤的な技術（Emerging and foundational technologies）」が含まれますが、「最先端かつ基盤的な技術」は、人工知能（artificial intelligence）、半導体（semiconductor）及び生物工学（biotechnology）のカテゴリーを含む可能性があるものの、現時点では定義がされておりません。米国事業への投資を進める際には適切な質問及び分析を行うことが重要と考えます。

また、米国企業を支配する投資だけでなく、一定の非支配的な投資も規制対象となります。投資金額が小さい案件であっても取締役会のオブザーバーとしての権利を有する場合は、義務的な簡易届出を行う必要がある点に注意する必要があります。

さらに、CFIUS は義務的な簡易届出を行わない場合は、取引金額を上限として罰金を課すことができます。

Tax

出資持分取引に対するドイツの不動産移転税の規制強化

[Tightening of German Real Estate Transfer Tax Rules for Share Deals](#)

目下の動向：ドイツの不動産移転税（“RETT”）は、ドイツ所在の不動産を直接取得する場合に加えて、ドイツ所在の不動産を所有する会社の出資持分取引のうち、一定の条件を充足するものに適用がある。RETT に関するルールは、2020 年 1 月 1 日より、出資持分取引につき格段に規制が強化される見込みである。

結論：新ルールは、出資持分取引において RETT 課税を回避することが格段に困難となる見込みである。加えて、過去 10 年における出資持分取引についても RETT の課税リスクを検討する必要がある。

今後の対応：既存の取引については、2019 年内に完了することが望ましい。従前の共同投資者を用いた出資持分取引を以て RETT の適用を回避することは困難となる。2019 年 12 月

末以降の出資持分取引については、慎重に RETT の適用可能性を検討する必要がある。

5 点の留意事項

1. 従前の RETT ルールの規制強化の試みがいずれも実現しなかった一方で、今回は改正が導入される可能性が高い。
2. 2010 年 12 月 31 日以降に実行された共同出資方式を用いた RETT の回避スキームは、有効でなくなる可能性が高い。
3. 既存の共同出資スキームは、新ルールに従い修正する必要がある。特に少数出資者の売却又は取得オプションは、取引より 5 年経過後は行使可能とされるのが通例であるが、かかる条件は新ルールに適合していない。
4. 2019 年 12 月 31 日以降の出資持分取引は、慎重に RETT の適用可能性を検討する必要がある。
5. 投資家にとっては、今後、不動産への直接出資方式を選択する強い動機付けが出来ることになる。

その他、2019 年 6 月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust

米最高裁の *Apple v. Pepper* 事件判決が示唆するもの
[Insights from the Supreme Court's *Apple v. Pepper* Decision](#)

Disputes

最近の傾向：携帯端末及びソーシャル・メディアに電子的に保存された情報のディスカバリー
[Current Trends: Discovery of Electronically Stored Information on Mobile Devices and Social Media](#)

Disputes

仏ブロッキング規則：新たな国家的利益とみなされるか？
[French Blocking Statute: A Renewed Interest?](#)

Disputes

仏クラス・アクション制度の現状と発展の見通し
[French Class Actions at a Glance and Their Prospects for Development](#)

Finance

住宅金融サービス委員会（米国）がフィンテックや AI 規制へのタスク・フォースを組成
[House Financial Services Committee Creates Task Forces to Examine Fintech and AI Regulation](#)

Finance

ISDA が追加 CDS ドキュメンテーションの改正案を発表
[Additional CDS Documentation Reforms On the Way](#)



Finance

米国 FinCEN が仮想通貨につき銀行秘密法の適用に係るガイドラインを統合
[Financial Crimes Enforcement Network Consolidates Guidance on Virtual Currencies](#)

Finance

ARRC が証券化や事業ローンに関する最終的な LIBOR 移行へのレコメンデーションを発表
[ARRC Publishes Final LIBOR Transition Recommendations for Securitizations and Bilateral Business Loans](#)

Finance

ドイツ政府・仮想通貨ライセンス要件に係る EU のマネーロンダリング指令を施行
[Germany to Implement EU Anti-Money Laundering Directive with Cryptocurrency Licensing Requirements](#)

IP

主要化合物分析は特定の治療方法クレームには適用されない
[Lead Compound Analysis Not Applicable to Certain Method-of-Treatment Claims](#)

IP

英国における営業秘密の保護
[Protecting Your Trade Secrets in the UK](#)

IP

連邦政府機関は米国発明法上の付与後手続で特許の有効性を争うことができない
[Federal Agencies May Not Challenge Patents in AIA Post-Issuance Proceedings](#)

IP

PACTE 法がフランスの知財訴訟に与える影響
[Consequences of the PACTE Act on IP Litigation in France](#)

IP

フランスの PACTE 法が特許権の期間に与える影響
[Consequences of the French PACTE Act in Terms of Patent Rights](#)

IP

高裁、不道徳でスキャンダラスな商標は登録可能と判断
[Supreme Court Holds Immoral and Scandalous Trademarks Are Registrable](#)

IP

Alice の最後の誕生日？ Alice v. CLS 事件判決を無効化する上院公聴会のハイライト
[Alice's Last Birthday? Highlights from the Senate Hearings to Abrogate Alice v. CLS](#)

Labor

欧州司法裁：雇用主に従業員の毎日の労働時間の記録を求める判断
[European Court of Justice: Employers Must Implement a Daily Working Hours Registry](#)

Labor

米最高裁：雇用機会均等委への告発は裁判管轄の要件ではないとの判断
[Supreme Court: Filing an EEOC Charge Is Not a Jurisdictional Requirement](#)

Privacy

ニューヨーク州金融サービス局、サイバーセキュリティ部門の創設を発表
[New York Department of Financial Services Announces Creation of Cybersecurity Division](#)

Privacy

TCPA 上の未承諾 FAX 広告に基づく請求に適用される「口実理論」
["Pretext Theory" as Applied to Unsolicited TCPA Fax Advertisement Claims](#)

Privacy

保健福祉省、HIPAA 上の事業提携者の直接責任について指針を公表
[HHS Releases Guidance on Direct Liability for Business Associates Under HIPAA](#)

Privacy

EU サイバーセキュリティ法の施行
[The EU Cybersecurity Act is Now Applicable](#)

Tax

海外からの不動産投資に係る税 (FIRPTA) の規則案—海外年金ファンドの扱いが一部明確化される
[Proposed FIRPTA Regulations Provide Clarity for Pension Funds](#)

Tax

米国 IRS/財務省規則—既に完了した海外子会社の売却に遡及適用、米国パートナーシップを通じた少数持分保有には救済
[Warning: U.S. Tax Regulations Impact Completed Foreign Sales Retroactively and Domestic Partnerships](#)

Technology

アルゴリズム説明責任法案、人工知能のバイアスを標的とする
[Proposed Algorithmic Accountability Act Targets Bias in Artificial Intelligence](#)